

# 東大阪市安全安心なまちづくり基本条例

平成21年12月29日東大阪市条例第38号

東大阪市において安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、市民すべての願いである。しかしながら、現実には社会経済情勢の変化、多様化する生活形態、規範意識の低下などから身近な場所で発生する犯罪が増加し、このことが市民に不安を抱かせるとともに次代の社会を担う子どもを取り巻く環境にも少なからず影響を及ぼしている。このような状況を改善するため、ここに、すべての市民が個人として尊重され、安全・安心の上に希望を持って暮らすことができるよう、市、市民、事業者及び土地所有者等がそれぞれの役割のもと、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、本市の区域内(以下「市域」という。)において犯罪の発生を未然に防止することについて、市の責務並びに市民、事業者及び土地所有者等(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに、安全安心なまちづくりに関する基本となる事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市域に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市域において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行う者をいう。
- (3) 土地所有者等 市域に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 安全安心なまちづくり 市、市民等並びに警察その他の関係行政機関及び関係団体が、相互の連携及び協力のもと、基本的人権を尊重し、犯罪の防止に配慮した良好な生活環境の整備及びその他の犯罪の発生を未然に防止する必要な措置を講じていくことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、安全安心なまちづくりに関する施策(以下「施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び関係団体の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの安全は自らが確保するとの意識を高めるとともに、地域における連帯して相互に支える意識の向上を図り、積極的に安全安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、犯罪の発生を未然に防ぐため必要な措置を講ずるとともに、地域社会の安全安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物について、犯罪の防止に配慮した適正な管理を行うよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供及び啓発)

第7条 市は、安全安心なまちづくりに関する情報の提供及び啓発に努めるものとする。

(自主的な活動に対する助言等)

第8条 市は、安全安心なまちづくりに関する市民等及び関係団体の自主的な活動を促進し、これが継続的かつ効果的に行われるよう助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の整備)

第9条 市は、安全安心なまちづくりを推進するため、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する環境の整備を図るために必要があると認めるときは、市民等又は関係団体に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(相互の情報の共有及び連携の強化)

第10条 市、市民等並びに警察その他の関係行政機関及び関係団体は、相互に安全安心なまちづくりに関する情報を共有し、及び連携の強化に努めるものとする。

( 委任 )

第 1 1 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。